

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	2 7 5 4 ~ 2 9 9 5	受 理 年 月 日	令 和 7 年 2 月 1 8 日 ~ 2 0 日
件 名	敬老乗車証制度の交付基準の見直し		
要 旨	<p>京都市敬老乗車証制度は、2023年10月から交付基準が改悪された。それは、交付される場合の本人負担が3倍化(4.5倍化)され、交付年齢が段階的に75歳になり、総所得700万円以上の市民は交付対象から外されることになった。この結果、これまで交付されていた市民のうち約5万人が申請できなくなった。</p> <p>敬老乗車証制度は高齢になっても外出を促し、健康を保ち希望を持って過ごすことのできる生きがい対策であり、憲法でも定められている国民の権利の保障である。外出は経済効果があることも団体のアンケート調査や名古屋市での調査でも明らかにされている。</p> <p>今、私たち高齢者の生活状況は、異常な高物価や低年金、低所得、医療費窓口負担の高騰、医療保険や介護保険料の引上げなど困難な状況にあり、敬老乗車証の本人負担3倍化は暮らしに一層の打撃を与えるものとなっている。京都市内を運行する民間バスは減便や運賃値上げを行い、敬老乗車証の利用機会を奪っている。</p> <p>ついては、敬老乗車証制度の交付基準を以下のとおり改善することを強く願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本人負担を2021年度基準にすること。 2 交付開始年齢を70歳にすること。 3 交付に当たっての所得基準は撤廃すること。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		